

グローバル非人道的兵器除外方針

目的

アモーヴァ・アセットマネジメント・グループ(以下、当社グループ)は非人道的兵器(Controversial Weapons)の禁止を求める国際条約・協定を遵守することにコミットしており、グローバルな非人道的兵器の除外方針(以下、「本方針」)は、当社グループにおいて非人道的兵器に関連する事業に関与する企業への投資を防止するための枠組みを定めるものです。

非人道的兵器は、広義には一般市民に対して無差別的または過大な被害をもたらす兵器とされており、国際条約や各国の法律で広く禁止または制限されています。本方針は、当社の顧客が引き続きグローバル・ベストプラクティスに準拠できるように支援するとともに、責任ある投資家としての当社グループの姿勢を反映するものであり、フィデューシャリー・デューティーに関する取り組みと一致しています。広く認知されている国際条約・協定に反する非人道的兵器関連企業への投資は、レピュテーションリスクや倫理上のリスクをもたらす可能性があり、また、当社の顧客やステークホルダーの期待にそぐわない場合があります。

適用範囲

本方針は、当社グループのすべてのアクティブ運用ポートフォリオ(インハウス運用、および当社グループが投資判断における裁量権を有する外部委託運用を含む)に適用されます。この原則に従い、当社グループ各社が運用するインデックスファンド、また、保有銘柄をルックスルー方式でスクリーニングしていないそれ以外のインデックスファンド、ETF、ファンド・オブ・ファンズ型などのパッシブ投資商品には適用されません。また、市場全体へのエクスポージャーを提供するデリバティブ商品や指数デリバティブも適用範囲外となります。

除外基準

非人道的兵器の製造に関与する企業への投資を禁止する本方針に基づき、「除外リスト」を策定しています。除外リストは、以下に示す基準に該当する企業で構成されています。

非人道的兵器とは、一般市民に無差別的な影響をもたらすことから、容認できないと国際社会で認識されている兵器を指します。これらの兵器は、様々な国際条約・協定や各国の法律によって国際的な禁止または厳しい規制の対象となっています。当社グループでは、国際法文書および第三者のデータプロバイダーが用いる枠組みに準拠し、非人道的兵器の各カテゴリーを以下の通りに定めています。

- クラスタ弾
- 対人地雷
- 化学兵器
- 生物兵器

- 劣化ウラン兵器
- 白リンを使用した焼夷兵器
- 人を失明させるレーザー兵器
- 検出不可能な破片を利用する兵器

非人道的兵器の兵器システム、不可欠な部品、デュアルユース(軍民両用)部品、特注運搬システムを製造する企業は、非人道的兵器の製造に関与しているとみなされます。当該関与基準に該当する企業の重要な持分¹を有する親会社も除外対象となります。

実施・監督体制

本方針は、当社グループが推進する広範なサステナブル投資の取り組みの一環として導入されたものであり、国際合意やベストプラクティスの変化に対応した最新の内容となるように維持するとともに、除外リストについては、最新の該当企業群を反映し、当社顧客の利益に資するものとなるよう徹底するべく、最低でも年1回の頻度で見直しが行われます。本方針は ESG グローバル・ステアリング・コミッティーの所管とし、定期的な見直しはグローバルサステナブルインベストメントチームが代わって行います。

非人道的兵器の製造に関与する企業を特定し、除外リストを作成するために専用の第三者データプロバイダーを起用しています。当社グループは、第三者データプロバイダーの用いる手法によらず、独自の調査や分析に基づいて決定を行う裁量権を持ちます。第三者データプロバイダーに対しては継続的なモニタリングを行いますが、そのデータの完全性、正確性および最新性を保証することはできません。データの誤りや不備が特定された場合には、当社グループとして顧客の利益を最優先するべく速やかに是正措置を講じます。

当社の運用するポートフォリオで保有中の銘柄が新たに除外リストに追加される場合は、顧客の利益を最優先して 90 日以内に当該銘柄への投資を解消するべく最善を尽くします。市況、流動性、法令面などの制約により 90 日以内での全売却が可能でない場合、その理由を書面にて記録した上で、顧客の利益を最優先して代替りの是正措置の実施に努めます。

詳細な除外リストについては、顧客の求めに応じて提供可能です。

(制定)2026 年 4 月

¹ 重要な持分の定義:

- 金融機関およびファンドの場合は 50%以上の持分
- 金融機関およびファンド以外の場合は 20~49.99%の持分